

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(畜産課)	一
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	一
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	一
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(同)	四
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務	(同)	四

務の委託(三件)

(教育庁高校教育課)

○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

(同) 五

○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)

(同) 五

○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

(同) 五

○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

(同) 五

○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)

(同) 六

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

(仙台地方振興事務所) 六

○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

六

## 告 示

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和二年三月十九日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和二年三月九日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

一 委託の相手方  
 加美郡色麻町四竈字柺木町十四ー一  
 加美よつば農業協同組合

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十三号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和二年三月十八日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

一 委託の相手方  
 仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号  
 仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十四号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和二年三月九日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

一 委託の相手方  
 栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地  
 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十五号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
 仙台市青葉区上杉一ー二一十六  
 全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十六号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和二年三月二十五日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

一 委託の相手方  
 加美郡色麻町四竈字柺木町十四ー一  
 加美よつば農業協同組合

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十七号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和二年三月十七日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

一 委託の相手方  
 仙台市青葉区上杉一ー二一十六  
 全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間  
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十八号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和二年三月六日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号  
公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前 A	後 B	九・二 一四・六	九・二 一四・六	二〇二・五	一四一・八	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 相馬亙理線

三 道路の区域

変更の区間

亙理郡山元町坂元字浜谷地一番九地先から  
同郡亙理町吉田字南上一七七番一地先まで

亙理郡山元町坂元字磯作五六番地先から  
同郡同町山寺字北頭無二三一番六地先まで

変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)
前	後	六・〇 五七・〇	六・〇 一八六・七	一一、一五〇・三
前	後	一一・五 六四・五	一一・五 二八六・一	八、八八九・四

○宮城県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年六月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字梨木畑無番地先から 同市渡波字クルミ浜一〇番七地先まで	令和二年六月五日 午後三時

○宮城県告示第四百八十二号

松島町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

明神地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十四号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十五号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十六号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 六戸畜産 代表 六戸 松雄

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月十八日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで  
○宮城県告示第四百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合  
二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年二月二十八日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年三月十八日次のとおり委託した。

令和二年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地一 協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十七号

巨理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月二日

宮城県仙台地方振興事務所  
所長 山口 浩 徳

○宮城県告示第四百九十八号

秋保町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条の規定により、令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第九十二条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

令和二年六月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎